難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 電気設備維持管理仕様書

令和4年3月

建設局公園緑化部

1 総則

本仕様書は難波宮跡公園(北部ブロック)の電気設備を健全に維持することで、利用者の安全を図り、 高質な市民サービスの提供に寄与することを目的として、電気設備の維持管理に必要な事項を示したもの である。

なお、本仕様書は難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業の特定公園施設の設計内容等に応じて適 宜、見直すものとする。

2 設備の管理業務

認定計画提出者(以下「事業者」という。)は、上記目的を達成するための設備の保守、操作、修理等、維持管理に係る一切の業務を、次の内容に基づき実施すること。

(1) 設備責任者

設備責任者は、難波宮跡公園(北部ブロック)の設備全体の維持管理に係わる責任者とする。

(2) 保安業務

- ・ 設備の保安業務及び保守点検に対応するため、電気設備の知識・技術力を有する者を設備責任者と は別に必要人数配置すること。
- ・ 設備の消耗品(電球及び電源装置を含む。)の取替えを行うこと

(3) 設備・機器等の保守点検

・ 本仕様書に定めのないものでも、設備の機能保持のため必要と判断される場合は、自主的に点検を 行うこと。

(4) 修繕

事業期間中、発見又は発生した故障、不具合箇所は西部方面管理事務所大阪城公園事務所に報告の上、 事業者の責任において速やかに修繕を実施すること。なお、修繕によって生じた財産は、大阪市(以下、 「市」という。) に帰属する。

(5) その他

本仕様書に定めのないものでも、安全管理及び保安上その他設備を健全に維持するため必要な業務を 行うこと。

3 維持管理の基準

(1) 保安業務

ア 巡視点検

事業者は適切に巡視点検を行い、必要に応じてデータ記録、収集を行うこと。

イ 故障対応

事業者は不具合箇所が発見された場合又は故障が発生した場合は、事業者の責任と費用負担において修繕を行い、機能回復を行うこと。

ウ 日常維持

事業者は設備機器の適切な清掃を行い、健全な設備の維持に努めること。

エ 連絡・調整・確認

事業者は市と連絡調整を行い、安全で効率的な業務を包括的に実施すること。

才 災害時対応

事業者は、台風接近等による自然災害及びその他事故の発生の恐れがある場合は、善良な管理者として適切な体制をとること。

(2) 管理用記録書類の作成及び保管

事業者は管理用記録書類として、原則として次の書類を作成し保管すること。

- ア 計画・報告書類
 - (7) 定期点検整備計画書
 - (d) 巡視·巡回点検計画書
- イ 点検記録等
 - (7) 電気設備点検表
- ウ整備・修繕・事故記録等
 - (ア) 整備記録
 - (4) 修繕記録
 - (ウ) 事故、障害記録

4 点検設備の内容

(1) 業務の範囲

点検・測定並びに清掃の範囲は次のとおりとする。

- ア架空電線路
- イ 地中電線路
- ウ 電灯分電盤・開閉器
- 工 負荷設備
- (2) 点検業務
 - ア 点検区分
 - (ア) 一般点検(目視及び触手等による外部点検)
 - (イ) 内部点検 (開閉器等の点検)
 - イ 点検内容
 - (7) 共通事項
 - ① 取付、弛み、脱落、固定の状況
 - ② 損傷、腐蝕、発錆、汚損の有無
 - ③ 加熱、異常音、異臭の有無
 - ④ ヒューズ、配線用遮断器等保護機器の適否
 - ⑤ 点灯確認
 - ⑥ 接続部、端子部の増し締め
 - ⑦ 機器等の設置状況
 - ⑧ その他関連法規、基準との適合状態

(イ) 共通事項

名称	点検内容
架空電線路	・ ケーブル接続部の損傷、腐蝕、亀裂、加熱
	・ 電柱、腕金、碍子取付アングル類の損傷、防蝕、割れ、弛み、変形
	・ 支線、支柱、保護網の損傷、防蝕、切れ、弛み
	・ 電線、ケーブル、メッセンジャーワイヤー等の高さ、たるみ、損傷、腐蝕、他
	の工作物及び樹木等の離隔
	・その他必要事項
地中電線路	・ ケーブル接続部の損傷、腐蝕、亀裂、加熱
	・ 敷設箇所の無断掘削の有無
	・ ハンドホール等の破損、損傷、亀裂、溜水(浸水、湧水)、位置の確認
	・その他必要事項
電灯分電盤・ 開閉器	・箱体の破損、損傷、腐蝕、内部の汚損
	・配線用遮断器・電磁開閉器・継電器・導体類の破損、損傷、腐蝕、加熱
	・ ターミナルの破損、損傷、腐蝕、弛み
	・ヒューズ
	・開閉器等の異常
	・絶縁抵抗の測定
	・その他必要事項
負荷設備	・ 取付状態、破損の有無、取付場所の適否
	・ 動作具合、点灯状況、使用状態の適否
	・ 使用機器の接地並びに使用場所の適否
	・ 使用材料並びに配線方法の適否
	・ その他必要事項